

議第12号議案

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例の一部改正

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月18日提出

政策・総務・財政委員会
委員長 草間 剛

横浜市条例（番号）

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例の一部を改正する条例

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例（平成25年6月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「洪水」の次に「、崖崩れ、土石流」を、「噴火」の次に「、地滑り」を加え、同条第4号中「防災に関する活動を行う」を削り、「町内会等」を「町内会、マンションの管理組合等」に改め、同条第5号中「災害時」を「震災時」に、「避難場所として」を「避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。）として」に改め、「、避難場所」を削り、「受伝達」の次に「、救援物資の配布等」を加え、「整備する」を「整備された」に改める。

第7条を次のように改める。

（災害が発生するおそれがある危険な箇所の確認等）

第7条 市民は、自ら居住する地域において、日頃から、市、県又は関係機関が提供する防災に関する情報を活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所、災害時における避難場所、避難経路又は避難方法等を確認するよう努めなければならない。

2 市民は、次に掲げる事項その他の自らの安全を確保するために必要な事項を行うよう努めなければならない。

(1) 家具、家電製品その他の物品等について、地震に伴い容易に転倒、落下等をしないような適切な対策（窓ガラス等の飛散を防止するための対策を含む。）

(2) 暴風、豪雨、洪水、崖崩れ、高潮等により生ずる被害に備え、気象に関する情報、避難のための措置の発令等に応じて行動するための計画の作成

第9条第3項を削る。

第10条中「よう努める」を削り、「避難勧告」を「避難指示」に改める。

第11条第2項中「に努めなければ」を「その他の災害対策の推進を図らなければ」に改め、同条第3項中「事業者は」の次に「、事業活動を行う地域において

、日頃から、市、県又は関係機関が提供する防災に関する情報を活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所」を加え、「周知するよう努めなければ」を「周知しなければ」に改める。

第12条中「再開できるよう」の次に「事業活動を継続するための計画の策定その他の」を加える。

第15条第2項中「確保するため」の次に「、感染症等の対策を行うほか、一人一人の人権を尊重し」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

市民及び事業者が行う災害対策の充実を図るとともに、災害対策基本法の一部改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例（抜粋）

（ 上段 改正案 ）
（ 下段 現 行 ）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象及びこれに伴い発生する異常な現象により生ずる被害をいう。

（第2号及び第3号省略）

(4) 町の防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）のうち 防災に 自治会、町内会、マンションの管理組合等 に関する活動を行う 町内会等をいう。

(5) 地域防災拠点 あらかじめ市長が指定する小学校、中学校その他の 震災時 災害時 における避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を 避難場所として 避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難 な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。）

としての機能を有すると認められる施設で 、情報の受伝達、 救援 物資の配布等を行うための拠点及び防災用の資材、機材等の備蓄場所として 整備された ものをいう。 整備する

（災害が発生するおそれがある危険な箇所の確認等）
（地震への備え）

第7条 市民は、自ら居住する地域において、日頃から、市、県又は関係機関が 市民及び事業者は、家具、家電製品、事業用機器及び設備その他の物品 提供する防災に関する情報を活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所 、設備等について、地震に伴い容易に転倒、落下等をしないよう適切な対策（ 、災害時における避難場所、避難経路又は避難方法等を確認するよう努めな け 窓ガラス等の飛散を防止するための対策を含む。）を行うよう努めなければな らなければならない。 らない。

2 市民は、次に掲げる事項その他の自らの安全を確保するために必要な事項を 行うよう努めなければならない。

(1) 家具、家電製品その他の物品等について、地震に伴い容易に転倒、落下等
をしないような適切な対策（窓ガラス等の飛散を防止するための対策を含む
。）

(2) 暴風、豪雨、洪水、崖崩れ、高潮等により生ずる被害に備え、気象に関す
る情報、避難のための措置の発令等に応じて行動するための計画の作成

（防災知識の習得等）

第9条 （第1項及び第2項省略）

3 市民は、自ら居住する地域において、日頃から、市、県又は関係機関が提供
する防災に関する情報を活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所、災
害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の自らの安全を確保するた
めに必要な事項を確認しておくよう努めなければならない。

（自主避難等）

第10条 市民は、災害時においては、自ら防災に関する情報の収集に努め、避難
すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難するよう努めるとともに、
避難指示その他の避難のための措置の発令等があったときは、速やかに、これ
避難勧告
に応じて行動しなければならない。

（従業者等の安全確保等）

第11条 （第1項省略）

2 事業者は、事業者自らの負担及び責任において、事業所その他の施設及び設
備の災害時における安全性を確保するとともに、消火、救出救助等のための資
材及び機材の整備その他の災害対策の推進を図らなければならない。
に努めなければ

3 事業者は、事業活動を行う地域において、日頃から、市、県又は関係機関が
提供する防災に関する情報を活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所
、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の従業者等の安全を確
保するために必要な事項を確認し、これを従業者等に周知しなければ
周知するよう努めなけれ
ばならない。

（事業活動の継続）

第12条 事業者は、災害時において、事業活動を中断しないよう、又は中断した場合においては早期に再開できるよう事業活動を継続するための計画の策定その他の事業活動を継続する体制の整備に努めなければならない。

(地域防災拠点の運営)

第15条 (第1項省略)

2 地域防災拠点運営委員会は、避難者の安全及び安心を確保するため、感染症等の対策を行うほか、一人一人の人権を尊重し、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に配慮した地域防災拠点の運営に努めなければならない。